

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>愛知・岐阜広域観光推進協議会（以下「協議会」という）は、愛知県・岐阜県を構成員とし、愛知県地域・岐阜県地域の代表的な観光資源のネットワーク化を図り、効果的に観光情報発信を行うとともに、周遊観光を可能にする体制を整備することで、各観光資源の観光入込客数の増加を図り、交流人口の拡大を図ることを目的としている。その経費を協議会規約第13条第1項により、負担金として拠出する。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>協議会は、平成27年12月に両県の代表的な観光資源のネットワーク化を図り、効果的に観光情報発信を行うとともに、周遊観光を可能にする体制を整備することで、各観光資源の観光入込客数の増加を図り、交流人口の拡大を図ることを目的に設立された。</p> <p>同団体の経費は、負担金をもって充てることが規約に定められており、相手方は同団体の他にない。</p>